

重要事項説明書（居宅介護支援用）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、吹田市介護保険法施行条例(平成25年吹田市条例第7号)第4条に定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	合同会社 絆
代表者氏名	八田 恵美子
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	摂津市鳥飼西4丁目12-4 06-6310-8410
法人設立年月日	平成23年6月22日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	きずなケアプランセンター
介護保険指定 事業所番号	大阪府指定 2771604960
事業所所在地	吹田市千里山東4丁目8-21 グランシャリオ102号
連絡先 相談担当者名	電話 06-6310-8011 FAX 06-6310-8411 石松 若菜
事業所の通常の 事業の実施地域	吹田市・豊中市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	介護保険法並びに契約に従い、ご利用者が要介護状態となった場合においても、ご利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮し、サービスを提供いたします。
運営の方針	ご利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者自らの選択及び人格を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮してサービスを提供いたします。 居宅介護支援サービスの提供に当たっては、他の居宅介護支援事業所その他、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日（祝日、12/31～1/3は休み）
営業時間	9:00～17:30

(4) 事業所の職員体制

管理者	石松 若菜
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1名
専門員 介護支援	居宅介護支援業務を行います。	常勤 1名 非常勤 1名
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名 非常勤 名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」を参照下さい。	左の①～⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② 居宅サービス事業者との連絡調整				
③ サービス実施状況把握、評価				
④ 利用者状況の把握				
⑤ 給付管理				
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助				
⑦ 相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3～5
	居宅介護支援費Ⅰ 11,772 円	居宅介護支援費Ⅰ 15,295 円
“ 45 人以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費Ⅱ 5,896 円	居宅介護支援費Ⅱ 7,631 円
“ 45 人以上の場合の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費Ⅲ 3,533 円	居宅介護支援費Ⅲ 4,574 円

- ※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に該当する場合は、上記金額より 2,000 円を減額することとなります。
- ※ 45 人以上の場合については、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費Ⅱ又はⅢを算定します。
- ※ 居宅サービス等の利用に向けて介護支援専門員が利用者の退院時等にケアマネジメント業務を

行ったものの、利用者の死亡によりサービス利用に至らなかった場合に、必要なケアマネジメント業務や給付管理の準備が行われ、介護保険サービスが提供されたものと同等に取り扱うことが適当と認められるケースについて、基本報酬の算定を行います。

	加 算		加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算		3,252 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 (I)		2,710 円/月	入院したその日のうち、もしくは入院日以前に介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 (営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は入院日の翌日を含む)
	入 院 時 情 報 連 携 加 算 (II)		2,168 円/月	入院翌日又は翌々日に介護支援専門員が当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 (営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合、その翌日を含む)
	退 院 ・ 退 所 加 算 カンファレンス参加 無	連 携 1 回	4, 878 円/月	退院等に当たって病院職員等から必要な情報をうけて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 (連携3回を算定できるのは、そのうち1回以上について、退院時カンファレンス等に参加した場合に限る)
		連 携 2 回	6, 504 円/月	
	退 院 ・ 退 所 加 算 カンファレンス参加 有	連 携 1 回	6, 504 円/月	
		連 携 2 回	8, 130 円/月	
		連 携 3 回	9, 756 円/月	
	緊急時等居宅カンファレンス加算		2,168 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回を限度)

通院時情報連携加算	542 円/月	医師又は歯科医師の診察を受ける時に同席し、 医師又は歯科医師等に心身の状況や生活環境 等の必要な情報提供を行い医師又は歯科医師 等から必要な情報提供を受けた上で居宅サービ ス計画に記録した場合 (1 月に 1 回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算	4,366 円/月	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療 やケアの方針に関する当該利用者又はその家族 の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡日 前 14 日以内に 2 日以上、当該利用者の居宅を 訪問し心身の状況等を記録し、主治医及びサー ビス事業者の情報提供した場合
特定事業所医療介護連携加算	1,355 円/月	前々年度の 3 月から前年度 2 月までの間に いてターミナルケアマネジメント加算を 15 回以上算 定していること
介護職員等処遇改善加算	2.1% / 月	総報酬単位数の 2.1%

3 その他の費用について

① 交通費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定め に基づき、交通費の実費を請求いたします。 なお、自動車を使用した場合は請求いたしません。
-------	--

4 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安
利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務
の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は
利用者の居宅を訪問することがあります。

5 居宅介護支援の提供にあたって

- (1) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

6 高齢者虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 高齢者虐待防止に関する委員会の設置、指針作成を行っている他、担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	石松 若菜
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する高齢者虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

7 身体的拘束等の適正化について

利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束は行いません。身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務づけることとします。

8 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契
--------------------------	---

	約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

9 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
 保険名 あんしん総合保険制度
 補償の概要 居宅介護支援事業者賠償責任保険

10 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

11 指定居宅介護支援内容の見積もりについて

(1)担当介護支援専門員

氏 名 _____ (連絡先: 06-6310-8011 _____)

(2)提供予定の指定居宅介護支援の内容と料金

介護保険 適用の有無	利用料(月額)	利用者負担(月額)	交通費の有無
○	円	0 円	無

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

12 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

- 1 事業所は提供した指定居宅介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 2 事業所は、提供した指定居宅介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 きずなケアプランセンター (担当者 石松)	所 在 地 吹田市千里山東4丁目8-21 グランシャリオ 102号 電話番号 06-6310-8011 ファックス番号 06-6310-8411 受付時間 9:00～17:30(月～金)
【市町村(保険者)の窓口】	【吹田市役所・介護保険課】 所 在 地 吹田市泉町1-3-40 電話番号 06-6384-2209 受付時間 9:00～17:30(月～金)
	【豊中市役所・高齢施策課】 所 在 地 豊中市中桜塚3-1-1 電話番号 06-6858-3611 受付時間 9:00～17:15(月～金)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所 在 地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00～17:00(月～金)

13 公正中立なケアマネジメントについて

ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることや、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を介護支援専門員へ求めることが可能とします。

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙の通りです。

14 第三者評価

提供するサービスの第三者評価は実施していません。

15 業務継続計画

当事業所では感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定しています。

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-----------------	-------------------------

上記内容について、吹田市介護保険法施行条例(平成25年吹田市条例第7号)第4条に定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に基づき利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	摂津市鳥飼西4丁目12-4
	法人名	合同会社 絆
	代表者名	八田 恵美子
	事業所名	きずなケアプランセンター
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	

(別 紙) 居宅介護支援業務の実施方法等について

1 居宅介護支援業務の実施

- ① 事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとします。
- ② 指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。

2 居宅サービス計画の作成について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案作成に際しては、次の点に配慮します。
 - ア 利用者の居宅への訪問、利用者及びその家族に面接により利用者の置かれている環境、立場の十分な理解と課題の把握に努めます。
 - イ 利用する居宅サービス等の選択にあたっては、当該地域における指定居宅サービス事業者等に関する情報を利用者またはその家族に提供します。
 - ウ 介護支援専門員は、利用者に対して居宅サービスの内容が特定の種類、事業者に不当に偏るような誘導または指示を行いません。
 - エ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案が、利用者の実情に見合ったサービスの提供となるよう、サービス等の担当者から、専門的な見地からの情報を求めます。
- ② 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合には、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めます。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案について、介護保険給付の有無、利用料等の利用者のサービス選択に資する内容を利用者またはその家族に対して説明します。
 - ア 介護支援専門員は、利用者の居宅サービス計画の原案への同意を確認した後、原案に基づく居宅サービス計画を作成し、改めて利用者の同意を確認します。
 - イ 利用者は、介護支援専門員が作成した居宅サービス計画の原案に同意しない場合には、事業者に対して居宅サービス計画の原案の再作成を依頼することができます。

3 サービス実施状況の把握、評価について

- ① 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後において、居宅サービス計画の実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)を行い、必要に応じて居宅サービス計画の変更、指定居宅サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
- ② 上記の把握に当たっては、利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、少なくとも一月に一回、利用者の居宅を訪問し、利用者面接するとともに一月に一回、モニタリングの結果を記録します。
- ③ 介護支援専門員は、居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者

の状態を定期的に評価します。

- ④ 介護支援専門員は、その居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合、または利用者が介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、事業者は利用者に介護保険施設に関する情報を提供します。

4 居宅サービス計画の変更について

事業者が居宅サービス計画の変更の必要性を認めた場合、または事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画の変更を、この居宅介護支援業務の実施方法等の手順に従って実施するものとします。

5 給付管理について

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、国民健康保険団体連合会に提出します。

6 要介護認定等の協力について

- ① 事業者は、利用者の要介護認定または要支援認定の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請が円滑に行われるよう必要な協力を行います。
- ② 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護または要支援認定の申請を利用者に代わって行います。

7 居宅サービス計画等の情報提供について

利用者が他の居宅介護支援事業者の利用を希望する場合には、利用者の居宅サービス計画作成が円滑に引き継げるよう、利用者の申し出により、居宅サービス計画等の情報の提供に誠意をもって応じます。